

令和6年度介護保険事業者集団指導・北九州市役所各課別事業紹介資料(もくじ)

局・課名	資料名	ページ
保険福祉局保護課	R5改訂版_指定介護機関のしおり	1
保険福祉局地域医療課	とびうめ@きたきゅうについて	15
環境局業務課	ふれあい収集チラシ	17
保険福祉局先進的介護システム推進室	介護ロボットのご相談にお応えします	19
保険福祉局先進的介護システム推進室	介護ロボットマスター育成講習のご案内	20
保険福祉局健康推進課	後期高齢者の後期健診受診勧奨チラシ	22
保険福祉局認知症支援・介護予防課	認知症サポーター養成講座	24
保険福祉局健康推進課	熱中症予防チラシ	26
保険福祉局難病相談支援センター	難病相談・支援センターのご案内	28
保険福祉局介護保険課	介護支援ボランティアの受入施設登録について	30
子ども家庭局・子育て支援課	ヤングケアラーに気づくために	33
小倉北区役所総務企画課	まごころ駐車場案内	34

生活保護法

指定介護機関のしおり

<介護扶助とは>

介護扶助は、生活保護受給者のうち、65歳以上の介護保険被保険者で要介護又は要支援の状態にある者や、40歳以上65歳未満で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者を対象に、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、介護サービスや用具の貸与などにより提供するものです。

介護扶助による介護の給付は、生活保護の指定を受けた事業者に委託して行うこととされており、生活保護制度の趣旨や介護扶助のしくみを十分ご理解いただき、介護扶助が適正かつ円滑に運営されるようお願いいたします。

北九州市保健福祉局保護課

1 生活保護の目的

生活保護は生活保護法に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護制度を運用するにあたって、生活保護法は以下のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		内容説明
基本原理	法の目的 (法第1条)	憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
	無差別平等 (法第2条)	すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活 (法第3条)	法により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	保護の補足性 (法第4条)	保護は、 <u>生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われなければなりません。</u>
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度 (法第8条)	保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。 <u>保護は、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとされ、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものでなければなりません。</u>
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮して、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位 (法第10条)	保護は、世帯を単位として、その要否及び程度を定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることがあります。

2 保護の種類 (法第11条)

保護は、その内容によって次の8つの扶助に分けられます。

生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・**介護扶助**・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

それぞれの扶助は、同時に支給される場合もあり、医療扶助のみ支給される場合もあります。

3 介護扶助の対象者

生活保護を受給し、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）は、介護保険の被保険者となります。

しかし、生活保護受給者は国民健康保険が適用除外となるため、医療保険に加入していない多くの 40 歳以上 65 歳未満の被保護者は、介護保険の被保険者となりません。これらの者で、介護保険による介護サービスと同じ内容のサービスを受ける必要がある場合には、介護扶助を給付することとしています。

<介護扶助と介護保険給付の費用負担関係>

介護保険の被保険者である場合には、保険給付が優先し、自己負担部分が介護扶助の給付対象となります。

40 歳以上 65 歳未満の医療保険未加入者は介護保険の被保険者となりませんので、特定疾病の患者で介護扶助が必要な場合は、介護扶助で全額を給付します。

(介護扶助の対象者及び費用負担)

区 分		介護保険 被保険者資格	費用の負担	
介護 保険 被 保 険 者	65 歳以上	1 号被保険者	介護保険 (9 割)	自己負担 (1 割)
	40～64 歳 (医療保険加入者)	2 号被保険者		
	被保護者 65 歳以上	1 号被保険者	介護保険 (9 割)	介護扶助 (1 割)
	被保護者 40～64 歳 (医療保険加入者)	2 号被保険者	介護保険 (9 割)	介護扶助 (1 割)
被保護者 40～64 歳 (医療保険未加入)		介護保険の被保 険者以外	介護扶助 (10 割)	

4 介護扶助の申請から決定まで

介護保険の被保険者は、要介護認定又は要支援認定の結果、居宅介護支援計画又は介護予防サービス支援計画（以下「ケアプラン」という。）を添付のうえ、福祉事務所に介護扶助の申請をします。

介護保険の被保険者以外の者は、介護保険の要介護認定等を受けることができませんので、福祉事務所に直接、介護扶助を申請します。福祉事務所は、市の介護認定審査会に要介護認定を依頼し、その審査判定結果に基づき、要介護認定等を行います。被保険者以外の方は、この結果により指定居宅介護支援事業者等が居宅介護支援計画等を作成します。



(1) 介護扶助の申請

介護扶助は被保護者からの申請に基づき決定されます。したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、所管の福祉事務所に事前に介護扶助の申請をしなければなりません。また申請（変更）時には、ケアプランの写し等の提出が必要です。

(2) 被保護者の要介護（支援）認定

第1号及び第2号被保険者である被保護者は、介護保険の被保険者として要介護認定が行われますが、介護保険の被保険者以外の者の要介護認定は、福祉事務所から市の介護認定審査会に認定審査を委託し、その結果に基づいて、福祉事務所長が決定します。

(3) 居宅介護支援計画の作成にあたって

被保護者のケアプランは、要介護の程度に基づき、以下の点に注意して作成してください。

- ア 被保護者のケアプランは、必ず支給限度額内で作成してください。支給限度額を超えたサービスの利用は介護扶助の対象とならないので注意してください。
- イ ケアプラン作成においては、生活保護法の基本原則に基づき、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、かつこれを超えないものとなっているか、被保護者の自立支援に向けた有効なサービスとなっているかなどを検討していただき、過剰なサービスとならないように注意してください。
- ウ サービスを提供する事業所については、生活保護指定介護機関であることを確認して下さい。
- エ 暫定ケアプラン（月遅れ請求分）を作成し、要介護認定結果が低く出たため結果的に支給限度額を超えてしまった場合は、限度額を超えた分のサービスについては、介護扶助として認定できませんのでご注意ください。
- オ 被保護者のケアプラン作成については、自立助長の観点から、専門家による最も効果的な方法による介護給付が望ましいと判断されるため、自己作成は認められません。
- カ 福祉事務所が介護扶助を適用するにあたり、介護扶助基準に該当するサービスか否か疑義等がある場合は本庁協議を行います。決定に日時を要しますので、余裕をもって申請等を行ってください。
- キ ケアプランを変更する場合は、ケアプランの変更ごとに保護課に書類を提出してください。また、サービスの利用を中止する場合等利用票で調整する場合も、提出をお願いします。

(4) 福祉事務所による介護扶助の要否判定及び程度の決定について

福祉事務所は、被保護者の要介護認定結果やケアプランの内容、他法他施策の適用の有無等について確認したうえ、被保護者の生活状況などを勘案して、介護扶助の給付を決定します。

(5) 介護扶助の介護方針及び介護報酬

指定介護機関の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。また、介護保険給付の対象とならないサービスや支給限度額を超えるサービス等、最低生活の保障として適切と判断できないサービスについては、介護扶助による給付が認められません。

5 介護扶助の給付対象の範囲（生活保護法第15条の2）

- ア 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- イ 福祉用具
- ウ 住宅改修
- エ 施設介護
- オ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

- カ 介護予防福祉用具
 - キ 介護予防住宅改修
 - ク 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
 - ク 移送（介護保険制度にはない生活保護制度独自のもの）
- 以上の9種類ですが、提供される介護サービスの内容は介護保険給付と同等です。
介護保険給付と介護扶助は給付方式が異なりますが、要介護認定を受けケアプランを作成するという供給・利用のプロセスについてはほぼ同様になっています。

6 介護扶助の方法（生活保護法第34条の2）

介護扶助の給付は、原則として「現物給付」で行われ、居宅介護及び施設介護サービスの「現物給付」は、指定介護機関に委託して行うことを原則としています。

(1) 介護扶助の審査支払

介護扶助に係る介護報酬の審査、支払は、国民健康保険団体連合会に委託して行います。

福祉事務所は、介護券に公費負担者番号、生活保護の受給者番号、本人支払額等を記載し、指定介護機関あて発行しますので、これを基に各指定介護機関は介護報酬請求書を作成し、国民健康保険団体連合会に対し介護報酬請求を行って下さい。

国民健康保険団体連合会は、指定介護機関の提出した介護報酬請求書が介護扶助の介護方針及び介護報酬基準に合致しているか等を審査します。

(2) 本人支払額等

本人支払額は、収入が生活費を上回った場合に発生し、本人支払額がある場合は、介護券の本人支払額欄に金額の記載があります。

介護券に本人支払額が記載されている場合は、本人から介護券に記載されている金額を徴収し、介護扶助負担額（被保険者の場合は1割分、被保険者以外の者の場合は10割分）から本人支払額を差し引いた額を介護扶助で請求してください。

(3) 介護保険の給付対象外の実費について

通所介護利用時の食事代、ショートステイ利用時の食事代・居室料の自己負担額等、日常生活に要する費用は介護扶助の対象とならず、利用者本人の負担となります。

(4) 時効について

介護保険の介護報酬の請求に係る時効は、介護保険法第200条第1項の規定により**2年**、また、介護扶助における介護報酬の請求等に係る消滅時効については、指定介護機関が地方公共団体に対して有する公法上の債権であることから地方自治法第236条第1項の規定により**5年**となります。

7 指定介護機関へのお願い

(1) 居宅生活が困難になった場合

居宅での生活が困難となり、施設入所等（介護付有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護を含む）を検討する場合、福祉事務所の担当ケースワーカーに事前に相談してください。（住宅型有料老人ホームや高齢者向け住宅等に入居する場合も同様をお願いします。）

ア 介護保険施設に入所する場合

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）に入所する場合、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の利用は原則として認められません。

ただし、居住費が発生しない場合や社会福祉法人等による負担額軽減制度を利用できる場合は入居も可能となっていますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

イ 認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、高齢者向け住宅へ入居する場合

生活保護費の範囲内で生活できるか十分に検討してください。

また、入院した場合で1ヶ月を超えると保護費が減額となります。施設管理費等の支払いが困難になる場合がありますので、入居の際には施設側と十分な協議してください。

ウ ショートステイを利用する場合

食費や個室利用の滞在費は利用者負担となります。費用が支払えないことでトラブルにならないように十分検討してください。

(2) 居宅療養管理指導を利用する場合

居宅療養管理指導とは、医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。

ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画での位置付け（支給限度額管理）の対象とはなりません。介護扶助に関しては、介護券を発行する必要があることから、居宅介護サービスに必ず記載するようお願いします。

また、新規に利用する場合には、契約書の写しを提出していただくようお願いします。

(3) 保護課のケアマネジャーによるケアプランの点検

福祉事務所に保護課のケアマネジャーを配置し、提出していただいたケアプランを以下の視点で検討しています。ケアプランの内容について、尋ねられることがあると思いますので、ご協力をお願いします。

また、「サービス担当者会議」にも、参加させていただきたいと考えていますので、担当のケースワーカーにご連絡ください。

<ケアプランチェックの視点>

- ・適切に居宅介護サービスが実施されているか。
- ・介護保険制度の保険給付の対象となるサービスか。
- ・生活保護法の目的にあったサービスか。
- ・他法（自立支援給付等）の適用が可能かどうか。

(4) 介護 10 割者と自立支援給付との適用関係

介護保険被保険者以外（40 歳以上 65 歳未満の特定疾病患者で介護扶助が必要な者）の者は、自立支援給付（障害福祉サービス）の適用が優先します。適用できる場合、自立支援給付への移行をお願いすることがあります。

	介護保険（介護扶助）	自立支援給付
介護保険被保険者	優先	
介護扶助 10 割者		優先

8 指定介護機関

(1) 介護機関の指定（生活保護法第 54 条の 2）

介護扶助は現物給付が原則であり、介護機関に委託することによって行われます。委託を受ける介護機関は、原則として生活保護法による指定を受けていなければなりません。

(2) 指定要件（法第 49 条の 2、法第 51 条第 2 項、法第 54 条の 2 第 4 項 平成 26 年 7 月 1 日施行）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が、平成 25 年 12 月 13 日に交付され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されました。

生活保護法の一部改正により、指定及び取消に係る要件が明確化されました。

次のいずれかに該当するときは、指定を受けることができません。

- ・申請者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が指定を取り消され、その取り消しの日から起算して 5 年を経過しないとき。
- ・申請者が、指定の申請前 5 年以内に保護受給者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 等

また、次の場合には、指定をしないことがあります。

- ・申請に係る医療機関が、保護受給者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けた者であるとき。
- ・その他介護扶助のための介護を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

<指定介護機関のみなし指定（法第 54 条の 2 第 2 項、第 3 項）>

ア 介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法の指定介護機関として、指定を受けたものとみなされます。

<指定が不要な場合>

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別段の申出をしたときは、指定を受けたものとはみなしません。（本庁保護課に届出てください。）

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行なうことができなくなりますので、十分ご注意ください。

イ 介護保険法の規定による事業の廃止、指定の取り消し等があった場合には、生活保

護法による指定の効力も失効します。

ウ 現行法で指定を受けている指定介護機関は、施行日において指定を受けたものとみなされます。

エ 保険医療機関が「訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導」の介護サービスを提供する場合は、介護保険法でみなし指定されるため、生活保護法でもみなし指定されます。

(3) 取消要件（法第 51 条 平成 26 年 7 月 1 日施行）

指定介護機関が、法第 49 条の 2 の欠格事由に該当したとき、法第 50 条の指定介護機関の義務に違反したとき等は、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

(4) 指定介護機関の変更等の届出

指定介護機関は、名称又は開設者の変更、移転等の変更事項が生じたときは、各区保護課に届出をしてください。

(5) 指定介護機関の義務（法第 50 条）

ア 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切、丁寧はその介護を担当しなければなりません。

イ 指定介護機関は、被保護者の介護について、市長の行う指導に従わなければなりません。

ウ 介護の報酬に関する義務

- ・介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によらなければなりません。（生活保護法第 52 条）
- ・介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について、市長が委託している国民健康保険団体連合会の審査を受けなければなりません。（生活保護法第 53 条）
- ・市長が行う介護の報酬の決定に従わなければなりません。（生活保護法第 53 条）

(6) 指定介護機関に対する指導及び検査

ア 指定介護機関に対する指導

被保護者の処遇の向上と自立助長に資するという生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

- ・一般指導：講習会、懇談、広報、文書等の方法により行います。
- ・個別指導：介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談・指導を実地に行います。

イ 指定介護機関に対する検査

生活保護法第 54 条第 1 項に基づき被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査する必要がある場合に当該介護機関について、サービス利用票及び介護給付費公費受給者別一覧表等と介護記録その他の帳簿書類等の照合、設備等の調査を実地に行います。

なお、必要に応じて要介護者等についての調査を併せて行う場合があります。

(7) 不適切な事案等への対応強化（平成 26 年 7 月 1 日施行）

ア 過去の不正事案への対応（法第 54 条の 2 第 4 項、第 54 条）

指定介護機関等の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象となります。

イ 不正利得に対する徴収金（法第 78 条第 2 項）

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する支弁を受けた指定介護機関等に対しては、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるようになります。

ウ 指導体制の強化（国による指導）（法第 54 条の 2 第 4 項、法第 84 条の 4）

市が指定した介護機関等に対し、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようになります。

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成12年4月19日 厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 11 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

□ 福祉事務所一覧

福祉事務所名	電話番号	所在地	〒
門司福祉事務所	331-1896	門司区清滝一丁目1番1号 (門司区役所内)	801-8510
小倉北福祉事務所	582-3456	小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所内)	803-8510
小倉南福祉事務所	951-4130	小倉南区若園五丁目1番2号 (小倉南区役所内)	802-8510
若松福祉事務所	761-4181	若松区浜町一丁目1番1号 (若松区役所内)	808-8510
八幡東福祉事務所	671-0806	八幡東区中央一丁目1番1号 (八幡東区役所内)	805-8510
八幡西福祉事務所	642-1437	八幡西区黒崎三丁目15番3号 (八幡西区役所内)	806-8510
戸畑福祉事務所	871-2334	戸畑区千防一丁目1番1号 (戸畑区役所内)	804-8510

北九州市保健福祉局保護課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 582-2445



北九州医療・介護連携プロジェクト とびうめ@きたきゅう

- 北九州医療・介護連携プロジェクトでは「市民に切れ目のない医療・介護を提供すること」や「医療・介護従事者の業務負担の軽減」を目指し、医療・介護の連携に取り組んでおります。
- その主要な取組の一つである「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方が受けた医療・介護・健診情報の一部を、ネットワークを通じて医療機関等で共有（福岡県医師会が運用する「とびうめネット」を活用）することにより、適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支える取組です。

【対象者】

北九州市民のみ（年齢制限はありません） ※**登録無料**（費用負担はありません）

【登録するメリット】

登録者の医療・介護・健診の情報が、「とびうめ@きたきゅう」に参加する**医療機関等で24時間いつでも確認**できます。これにより、例えば

- ① **救急搬送などの緊急時に、登録者の医療・介護・健診情報が医療機関等に伝わり、適切で迅速な治療につながる**
- ② **病院、かかりつけ医、ケアマネジャー等が早くから連携して、退院に向けての丁寧なサポートを受けられる**
などのメリットがあります。

【共有される情報】

- (1) **氏名・生年月日・住所・性別・緊急連絡先**
- (2) かかった**医療機関名や病名、出されたお薬などの医療情報**
- (3) **要介護度や担当ケアマネジャーの事業所などの介護情報**
- (4) 特定健診（メタボ健診）などの**健康診査の結果** など

※上記（2）～（4）：国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の利用者が対象

情報は
毎月自動更新

1. 登録申出書の場合

- 4枚目にある**登録申出書に必要事項を記入**
- 記入した登録申出書を外し、以下のとおり**持参または郵送で提出**

【提出先】①**区役所へ持参**

・保健福祉課（介護保険担当）

②**郵送（以下のどちらか）**

・とびうめネット事務局

・北九州市保健福祉局地域医療課



【登録申出の方法】

2. 要介護認定等申請書の場合

- **要介護認定等申請時**（新規・更新・変更等）に、
「とびうめ@きたきゅう」への登録を希望する方は、
要介護認定等申請書の**所定の欄**の署名だけで登録が可能
- **署名済みの要介護認定等申請書**を
要介護認定等申請の窓口である**区役所（保健福祉課）に提出**



（2パターン）

【お問い合わせ先】北九州医療・介護連携プロジェクト会議事務局（北九州市保健福祉局地域医療課）
TEL：093-582-2678

北九州市では

『ふれあい収集』を実施しています

(ご利用には要件があります)



ふれあい収集とは、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先でごみを収集する制度です。(申込みが必要です)

1 ご利用できる方

(1) 介護保険の要介護2以上の単身世帯

(2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯

(3) その他、環境局長が認める者

同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者

1. 申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者
2. 要介護2相当以上の状態(歩行困難が目安)で介護保険の申請手続き中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続きを申請中の者
3. ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

- ※ 同居者がいる場合は、同居者全員が(1)又は(2)に該当する必要があります。
- ※ 親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は、対象になりません。
- ※ (3)に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。
- ※ 市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についてお伺いしたうえで、決定します。

2 申込み受付窓口

申込は各区役所保健福祉課または環境局業務課まで。

申込書は、各区役所、環境局業務課のほか、北九州市ホームページからもダウンロードできます。

3 収集の内容

■ 収集の回数

週1回ご自宅の玄関前など指定された場所に出されたごみを収集します。

■ 収集するごみの種類

「家庭ごみ」「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」それぞれの指定袋に入れて出してください。

■ 安否確認(希望者のみ)

ごみ出しがない場合、声かけを行い、応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡します。

4 収集開始までの流れ

1 申込書の提出

(申請書は北九州市環境局業務課のホームページに掲載しています)

- 申込書にご記入のうえ、下記の「提出書類」を添付し、環境局業務課、または住所地の区役所保健福祉課（高齢者・障害者相談窓口）へご提出ください。
 - ※ 代理の方でも申込みができます。
 - ※ 郵送の場合は、環境局業務課へお送りください。
(〒803-8501 小倉北区域内1-1 環境局業務課 宛)
- 提出書類は、以下のとおりです。
 - (1) 介護保険の要介護2以上の方
⇒ 被保険者証の写し(証番号、要介護状態区分の記載ページ)
 - (2) 障害福祉サービスの受給認定の方
⇒ 受給者証の写し(証番号の記載ページ)
 - ※ 同居者がいる場合は、全員分の提出書類が必要です。

2 訪問調査

市の職員(環境センター)が申込者宅へ訪問し、ご本人や同席していただける方(親族、ケアマネジャー、ヘルパー等福祉関係者等)に現状等についてお伺いします。

3 収集開始決定・収集開始

訪問調査により収集が決まりましたら、収集開始日、収集曜日をお知らせします。

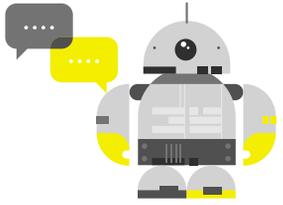
お問い合わせ先

■ 申込書のご提出先

各区役所保健福祉課窓口または環境局業務課

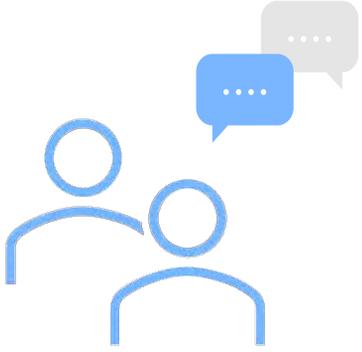
■ 「ふれあい収集」全般についてのご質問

環境局業務課(電話番号 582-2180)



介護ロボット等についてのご相談にお応えします

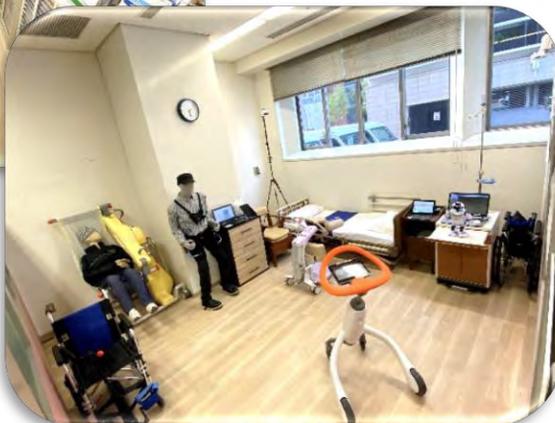
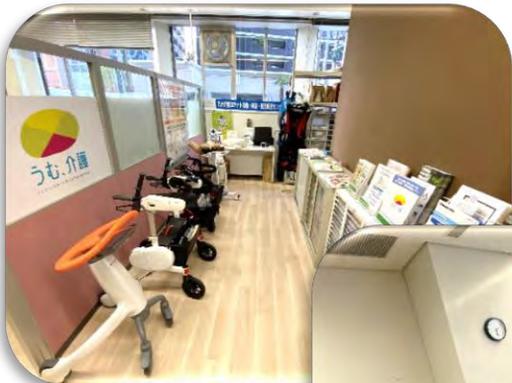
無料



どんな介護ロボット、ICT機器があるの？
操作は難しくないの？
試しに現場で使ったりできるの？
導入したいけど、どうしたらいいの？
補助金はあるの？
介護ロボット等の効果って？

など

現場での活用をイメージできる場として
介護ロボット等に触れ、体験ができる展示場もあります



展示機器

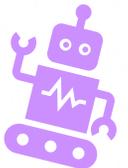
移乗支援

移動支援

見守り支援

記録システム

排泄支援



無料貸出も
あります！

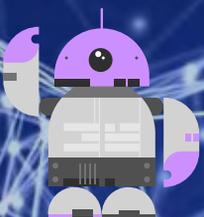
～展示場での体験会や見学説明会も**無料**でお受けしています～

まずは聞いて、体験してみませんか

お問合せ先

TEL 093-522-5811 平日9:00～17:30

北九州市小倉北区馬借1-7-19 総合保健福祉センター1階



北九州市主催 令和6年度

介護ロボットマスター 育成講習

受講
無料

参加特典
限定手引きを
プレゼント!

利用者のQOLやケアの質向上、介護業務の負担軽減に役立つ
介護ロボット等を効果的に導入・活用するためのノウハウを学びます

入門 編

定員
100名

YouTube配信

所要時間：1時間程度

機器等を活用する意義の理解および基本的な知識

実践 編

各定員
50名

対面×4シリーズ

所要時間：2時間程度

適切な機器選びおよび効果的に活用するための知識

管理 編

定員
50名

Zoom

所要時間：2時間程度

機器等の導入・運用を管理し、職場全体の作業効率を高める知識

お申込みはこちら ⇒



or センターHP

お問合せ

北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センター

TEL093-522-5811 受付時間 9:00-17:30
(土日祝除く)

【主催：北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室】

本事業は北九州市が実施主体で麻生教育サービス株式会社が委託を受けて実施するものです

入門編

内容	開催日	会場
介護ロボット等に関連する社会情勢 介護ロボット等の基礎知識 介護ロボット等の導入効果 北九州モデルの紹介	6月3日 (月) ～ 11月13日 (水)	YouTube配信 定員100名

実践編

内容	機器デモ	開催日	会場
機器の種類と選定 機器の活用方法及び効果 機器デモ・体験	見守り支援 ライフリズムナビ®+Dr. A.I.Viewlife 眠りSCAN DFree	6月12日 (水) 14時～16時	総合保健福祉センター 2階講堂 各定員50名
	介護業務支援 Notice ココヘルパ Buddycom 安診ネット	7月10日 (水) 14時～16時	
	移乗支援 リフトントラム サラフレックス Hug 移乗です	9月17日 (火) 14時～16時	
	コミュニケーション ロボホン aibo PALRO Chapit	10月15日 (火) 14時～16時	

管理編

内容	開催日	会場
介護ロボット等普及の現状と今後の展望 機器を活用した業務改善の進め方 先行事例紹介(導入した施設の声)	11月13日 (水) 14時～16時	Zoom 定員50名

実践編で総合保健福祉センター(北九州市小倉北区馬借1-7-1)へお越しの方
車でお越しの際は近隣のコイン²¹パーキングをご利用ください



健康診査を受けて、目指せ！健康長寿！

日々、フレイル予防・病気の予防に取り組むことで、「いきいきと元気に過ごせる期間 = **健康寿命**」を延ばすことができます。

まずは自分の健康状態を知るために、

健康診査

を受けましょう 

(治療中の方も受けられます)



後期高齢者医療の
被保険者

後期高齢者健診
(500円)

検査項目に
低栄養の指標となる
・アルブミン量
・血色素量
が加わりました！

-個別健診-

まずはかかりつけ医、または前回の
健診を受診した医療機関へご確認ください。

40～74歳の

北九州市 国保加入者

北九州市の **特定健診**

(無料)

① 集団方式【要予約】

平日 9:00～17:00

※集団検診予約センター

0570-783-077または

093-953-6168

② 個別方式

※事前に医療機関にお問合せください。

生活習慣病の重症を防ぐため、健診結果に応じて**保健師**、**栄養士**が家庭訪問を中心とした保健指導を行っています。

※ 上記以外の医療保険に加入している方は、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

お問い合わせ

●後期高齢者健診 (75歳以上の方 ※一部74歳以下の対象者含む)

福岡県後期高齢者医療広域連合 **092651-3111**

●特定健診 (北九州市国保加入で40～74歳の方)

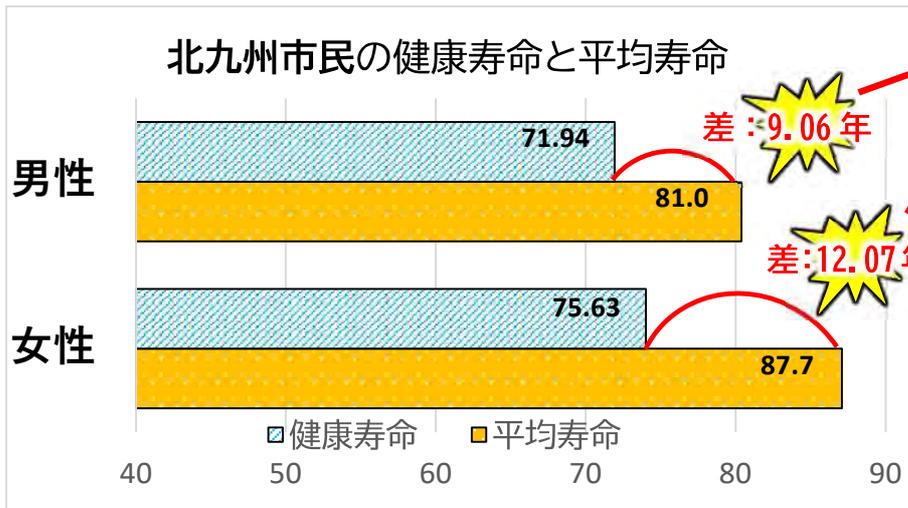
(お住いの区役所の保健福祉課 地域保健係健康相談コーナー、もしくは保健福祉局 健康推進課)

門司区役所 331-1888(直) 小倉北区役所 582-3440(直) 小倉南区役所 951-4125(直)

若松区役所 761-5327(直) 八幡東区役所 671-6881(直) 八幡西区役所 642-1444(直)

戸畑区役所 871-2331(直) 保健福祉局 健康推進課 582-2018(直)

健康寿命を延ばしましょう！



この**差** = **不健康な期間**

不健康な期間が広がる原因は…？

- 高血圧、糖尿病などの生活習慣病やその重症化
- フレイル (加齢に伴い筋力や心身機能が低下した状態) などがあります。



【資料】健康寿命 (R 元年)：厚生労働行政推進調査事業費補助 (循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)「健康日本21 (第2次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」分担研究報告書「健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究」より、平均寿命 (R2 年)：厚生労働省「完全生命表」

日々、フレイル予防・病気の予防に取り組むことで、「いきいきと元気に過ごせる期間 = **健康寿命**」を延ばすことができます。

フレイル予防で大切な『3つの柱』

まずは、できそうなことから日々の生活に取り入れましょう！
「コツコツ」が健康長寿の「コツ」！

有酸素運動、筋トレなどを習慣に

運動

バランスの良い食事・口腔ケア

栄養・口腔

趣味やボランティアで社会とつながる

社会参加

歯科健診も忘れずに！

詳しくはこちら↓



認知症支援・介護予防センターでは、個人やグループでご参加いただけるフレイル予防の様々な取り組み(運動・栄養・口腔)を行っています。

【発行】北九州市 認知症支援・介護予防センター TEL 093-522-8765

あなたのまちや職場で開催しませんか？

認知症について学ぶ 認知症サポーター 養成講座 (基礎編・応用編)

認知症は誰にも起こりうる脳の病気によるものですが、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らすことができます。

認知症になっても、みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくりをすすめるためには、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」の力が必要です。

あなたのまちや職場で認知症について学ぶ講座を開催し、認知症サポーターを広めませんか？

こんなとき、手助けできる人になりませんか？



認知症になっても安心して暮らせるまちづくり



Q.認知症サポーターとは

認知症について学ぶ講座を受けた人を「認知症サポーター」といいます。認知症を正しく理解した、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」のことです。

◆認知症サポーターに期待されること◆

- ① 認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
- ② 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
- ③ 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。

Q.講座の内容は？

講座時間 90分(相談に応じます)

受講料 無料(必要な資料は、事務局で準備いたします。)
※会場の確保や受講者への呼びかけは主催者でお願いいたします。

申込み 開催日1ヶ月前までに10名以上のグループでお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況などによっては、中止・延期をお願いする場合があります。また、開催に際しては、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力いただきますよう、お願いいたします。

講座の内容

基礎編

認知症とはどういうものか？
認知症の人と接し方、心構え 等

もっと学びを
深めたい人は

応用編

認知症サポーターステップアップ講座

認知症の人への対応のしかた 等
テーマをもとにグループワークやロール
プレイを行う※基礎編受講修了者に限る

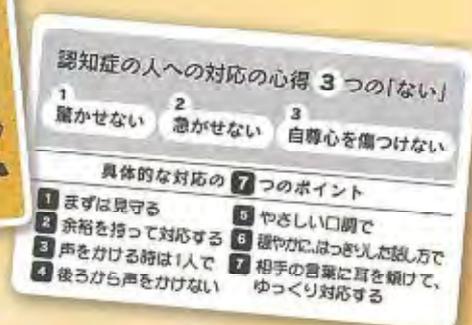
Q.講座が終わると

この講座の受講修了者には「認知症サポーター」の証となる「認知症サポーターカード」を配付します。

※今年度からオレンジリングの無料配付は行っておりません。



認知症サポーターカード



認知症の人への対応の心得 3つの「ない」

- 1 罵かせない
- 2 急かせない
- 3 自尊心を傷つけない

具体的な対応の7つのポイント

- 1 まずは見守る
- 2 余裕を持って対応する
- 3 声をかける時は1人で
- 4 後ろから声をかけない
- 5 やさしい口調で
- 6 遅やかにはっきりとした話し方で
- 7 相手の言葉に耳を傾けて、ゆっくり対応する

認知症サポーターメール

メールに登録いただくと、定期的に認知症に関する知識や講演会等の情報を配信いたします。また、市内の認知症高齢者等が所在不明となった場合、警察に届出のあった情報を元に、行方不明者情報を配信し、早期発見・早期保護へのご協力もお願いしています。登録は右のQRコードを読み取り、空メールを送信して行います。



認知症サポーターメール
QRコード

お申込み、お問い合わせ先

北九州市認知症サポーターキャラバン事務局 運営：社会福祉法人
北九州市社会福祉協議会

TEL.093(873)1296 FAX.093(873)1351

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号(ウェルとばた8階)

熱中症予防のために



暑さを避ける!

❄️ 扇風機やエアコンで
温度をこまめに調節



❄️ 遮光カーテン、すだれ、
打ち水を利用



❄️ 外出時には日傘や
帽子を着用



❄️ 天気のよい日は日陰の
利用、こまめな休憩



❄️ 吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



❄️ 保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



⚠️ 『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する!

❄️ 室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても
こまめに水分・塩分などを補給



● 熱中症予防のための情報・資料サイト

熱中症予防のための情報・資料



スマホでも
見れます



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

ご注意

- 暑さの感じ方は、人によって異なります
- 室内でも熱中症予防! 扇風機やエアコンを上手に利用
- 高齢者や子ども、障がいをお持ちの方は、特に注意が必要!

こまめに
水分補給



熱中症の症状



! 応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら (主な応急処置)

❄️ エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難

❄️ 衣服をゆるめ、からだを冷やす
(首の周り、脇の下、足の付け根など)

❄️ 水分・塩分、経口補水液※などを補給
※水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



**自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、
ためらわずに救急車を呼びましょう!**



熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました

令和6年4月から、熱中症警戒アラートに加えて、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備えた一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新設され、運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートが発表された際には、いつも以上に熱中症対策の実施と体調の変化に気を配りましょう。熱中症特別警戒アラート等の発表状況は環境省ホームページで確認できます。



▲環境省「熱中症予防情報サイト」

指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) について

熱中症特別警戒アラート対象日には、暑さから一時避難する施設として、指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) を開放します。ご自宅にクーラー等がない方など、必要に応じて、これらの施設をご利用ください。詳しくは、環境局環境監視課 HP をご覧ください。



▲環境監視課 HP

難病とは、発病の原因が明らかでなく、治療法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする病気のことです。

そのため、難病患者さんやご家族の方は、病気の治療だけでなく、精神的にも経済的にも社会的にも、悩みや不安、大きな負担を抱えることとなります。

難病と診断されて、不安でいっぱい・・・

病気のこと、もっと知りたい資料が欲しい

どこに相談すればいいの？

みんなは、どんな風に暮らしてるの？

病気や家族のことを話せる仲間が欲しい

これからの仕事や生活が心配・・・

ひとりで悩まないで

北九州市難病相談支援センターは、指定難病をはじめ、希少な難治性疾患に関するご相談に応じています。

ひとりで悩まずに、まずは「北九州市難病相談支援センター」へ、お気軽にご相談ください。



北九州市総合保健福祉センター(アシスト21)
北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

交通機関
■北九州市モノレール「巨過駅」より 徒歩約2分
■西鉄バス「市立医療センター前」バス停より 徒歩約2分
駐車場
■地下1階有料駐車場 駐車料金：30分150円

相談は無料です

プライバシー(秘密)保護は厳守します
難病患者さん、ご家族、関係機関の方、
どなたでもお気軽にご相談ください

相談の
時間

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
8時30分～17時15分

相談の
方法

電話・FAX相談
面接相談
家庭訪問

連絡先

北九州市難病相談支援センター

所在地 〒802-8560
北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター6階
電話 093-522-8761
FAX 093-533-6356

北九州市 難病相談支援センター



「北九州市難病相談支援センター」は、
難病の患者さんやご家族の皆様が、安
心して療養生活を送っていただけるよ
う、支援を行う窓口です。どうぞお気
軽にご相談ください。

北九州市難病相談支援センターは、こんな活動をしています



相談支援

病気のこと、治療のこと、介護のこと、制度のこと等、個別のご相談に応じます。
必要に応じて、専門の機関や窓口を紹介します。

患者・家族会活動の支援

難病患者・家族会の活動を支援します。
講演会等の会場や講師についてのご相談、新しく患者会を立ち上げたい等のご相談に応じます。

講演会等の開催

北九州市主催の難病に関する講演会や相談会等を開催します。
また、地域の支援者（民生委員・児童委員、障害者相談員、ケアマネジャー等）や障害者雇用企業、支援団体等の研修等のご相談にも応じます。

情報の発信・啓発

北九州市公式ホームページ等から、難病情報を発信します。

就労支援

働きたい方や、働き続けることを不安に思っている方には、関係機関（ハローワーク、しごとサポートセンター、社会保険労務士等の専門家等）と連携しながら、就労に関するご相談に応じます。

ピア・サポーターの養成等 (当事者同士の支えあい)

ピア・サポーターを養成するための講習会を開催します。
また、難病相談会や各種イベント等で、講習会修了者が活躍できる場を提供します。

番外編

難病患者・家族会が自主的に開催している、難病カフェへの支援を行います。

- 専門職を無料で派遣
- ピア・サポーターの派遣
- 北九州市の制度に関する情報提供
(北九州市が作成したサービスガイド等を無料で提供)



北九州市公式ホームページ

難病に関する情報を掲載しています。
難病に関するイベント、医療講演会、交流会、相談会、サロン等のご紹介をします。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17200244.html>



福岡県難病相談支援センター フェイスブック

福岡県難病相談支援センターでは、難病に関する情報を発信しています。

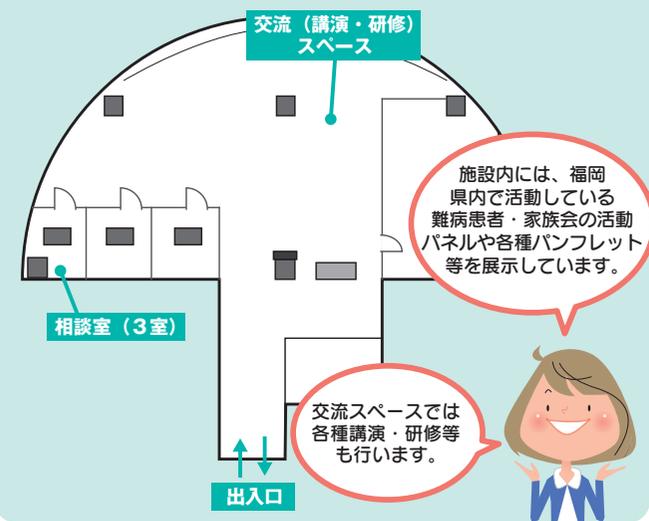
講演会・交流会だけでなく、難病に関するお役立ち情報など、最新情報をお届けします。

こちらも併せてご覧ください。

<https://www.facebook.com/FNanbyou.SSC>



北九州市難病相談支援センター



(事務連絡)

介護サービス事業者の皆様

北九州市保健福祉局

長寿推進部介護保険課長 齋藤 渉

介護支援ボランティアの受入施設登録について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

北九州市では、健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくり、介護保険施設等と地域とのつながりの深まりや、施設を利用される方の生活をより豊かにすることを目的として、介護支援ボランティア事業を実施しています。

受け入れについては、予防を含めて「施設・居住型サービス」、「通所系サービス」及び「居宅介護支援事業者」が対象となっており、受入施設を随時募集しております。ボランティア受入の登録を希望される施設は下記までご相談ください。

記

1. 事業内容

別紙「北九州市介護支援ボランティア事業 参加者募集」チラシ参照

2. 受入施設の登録に関する問い合わせ先

北九州市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
(担当：山中・茅切)

住 所：〒804-0067

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた3階

T E L：093-881-6500

ホームページ：<https://kitag-shakyo.or.jp/active/vol-about/vol-kaigo/>

アクセスは
こちら➡



北九州市保健福祉局 介護保険課
(〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1)
TEL：093-582-2771

北九州市 介護支援ボランティア事業

参加者募集中

「介護支援ボランティア事業」 ってどんな事業？

- 介護保険施設等で、ボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し、貯まったポイントを換金・寄付することができる事業です。
- みなさんもボランティアを通じた健康づくりをはじめてみませんか？

参加できる人は？

- 参加できる方は、北九州市にお住まいの65歳以上の方です。
(北九州市の介護保険第1号被保険者)
- ボランティア希望者向けの研修を受けて、ボランティアとして登録していただきます。
- 特別な資格は必要ありません。

ボランティアに 参加すると ポイントが貯まります！

1回のボランティア活動で
200ポイントが貯まります。

活動の流れ

- ① 研修を受講…… 1回の受講
- ② ボランティア登録…… 手帳を交付します
- ③ 施設等へ申込み…… 自分にあつた活動を
- ④ ボランティア活動…… あなたの元気が支えです
- ⑤ ポイント換金…… 寄付することもできます

わたしたちも
始めてみようかな！



介護支援ボランティア事業に関するお問合せ

北九州市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた3階 TEL.881-6500

ホームページアドレス▶ <https://kitaq-shakyo.or.jp/active/vol-about/vol-kaigo/>

北九州市介護支援ボランティア事業の概要

1. 事業の目的

- 健康増進と介護予防
- 社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくり
- 介護保険施設等と地域とのつながりの深まり
- 施設を利用される方の生活をより豊かにする

2. ボランティア活動対象者

- 65歳以上の北九州市民
(介護保険第1号被保険者)

ただし、市が指定する研修を受講していただく必要があります。研修会の日程はお問い合わせください。



3. 登録手続き

研修会終了後から登録手続きが可能です。登録の際は、介護保険被保険者証(みどり色)が必要です。



4. 活動場所(受入施設)

市に受入施設として申し出た次の施設・事業所としています。

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院、介護療養型医療施設
- 特定施設入居者生活介護事業所
- 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 通所介護事業所(デイサービス)
- 認知症対応型通所介護事業所
- 通所リハビリテーション事業所(デイケア)
- 短期入所生活介護事業所(ショートステイ)
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 地域密着型通所介護事業所
- 北九州市予防給付型通所サービス事業所
- 北九州市生活支援型通所サービス事業所
- 居宅介護支援事業者

5. 活動内容

受入施設で行われる次のボランティア活動を対象としています。

- レクリエーション等の補助
- 入所者、利用者に対する芸能等の披露
- 入所者、利用者の話し相手、見守り
- 行事の手伝い
- 食事介助の補助(お茶だし、配膳、下膳など)
- 散歩、館内移動、送迎の補助

(注)身体介護や報酬・謝金が支払われている活動は対象となりません。



6. ポイントの付与

- 1回のボランティア活動に対し、200ポイントを付与します。(1回の活動は1時間以上で、1日200ポイントが上限です。)
- ポイントの付与は暦年単位(1~12月)で行います。
- ポイントを翌年に繰り越すことはできません。

7. ポイントの換金・寄付

- 1ポイント=1円で換金が可能です。ただし、換金の上限は年間5,000ポイントです。
- ご自身の口座に振り込む(換金)以外にも、北九州市SDGs未来基金への寄付も可能です。
- 介護保険料を滞納している場合は換金できません。





ヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。

また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということ認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からないなどの理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。

ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、普段ケア対象者に接する、**福祉・介護職員の皆さまや、医療従事者の皆さまの“気づき”**が大切です。

気づきのヒント

家庭訪問時等の様子	医療機関・窓口等での様子
<ul style="list-style-type: none"> ●こども・若者が、ケア対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある ●こども・若者が、日常の家事をしている姿を見かけることがある ●こども・若者が、常にケア対象者の傍にいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケア対象者の病状や家族構成（子とケア対象者のみである等）から、こども・若者にケアの負担がかかっていると懸念される ●こども・若者が、家族の付き添いをしている姿を見かけることがある(平日に学校を休んで付き添いをしている等)

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）より



ヤングケアラーの状態を知る

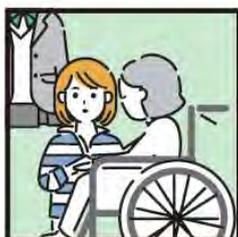
ヤングケアラーを支援につなぐにあたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。本人や家族との対話の中で緊急性を確認した上で、信頼関係を築きながら状況の把握をお願いします。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーの支援については
北九州市ヤングケアラー相談支援窓口
 までご連絡ください
 (TEL 093-482-6577)



●北九州市ホームページ「ヤングケアラーについて」はこちら

ふくおか・まごごろ 駐車場

をご利用ください

小倉北区役所 庁舎南側入口直結「ふくおか・まごごろ駐車場」

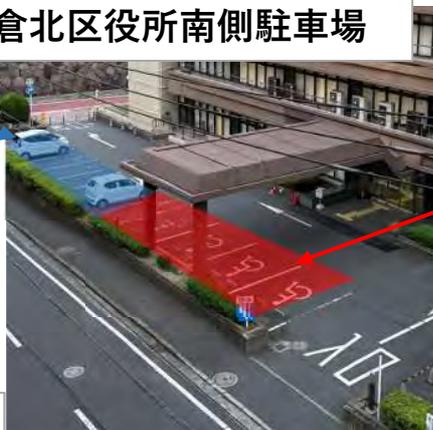
小倉北区役所には、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方のために「ふくおか・まごごろ駐車場」を設けております。

小倉北区役所南側駐車場

公用車置場



目印ステッカー



●介護事業者の皆さまへ

「ふくおか・まごごろ駐車場」の利用対象者の送迎時にご利用ください。介護サービス利用者の方等、支援が必要な方が小倉北区役所にお越しになる場合は、「ふくおか・まごごろ駐車場」をご案内ください。

●駐車場の利用証

「ふくおか・まごごろ駐車場」を利用する際には、車内に利用証の掲示をお願いします。利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合に利用していただけます。利用証の申請は、住所地の各区役所保健福祉課で受け付けています。



緑色
身体・知的・精神障がいのある人、
介護保険被保険者、難病者等



赤色
車椅子常時利用の身障者で
自ら運転



オレンジ色
妊産婦、けが人

【問合せ先】小倉北区役所 総務企画課 / Tel (093) 582-3302